

証明のオンライン申請及びオンライン決済の開始について

令和6年（2024年）1月29日から、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のオンライン決済が可能となります。これまで、平日の受付時間に窓口にご来館いただく必要がございましたが、同日以降は、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非オンライン申請をご利用ください。窓口での申請、現金でのお支払いも引き続きご利用いただけます。

1. オンライン申請を利用するにあたって

- (1) 証明のオンライン申請をご利用する場合には、[オンライン在留届（ORRネット）](#)への登録が必要です。
- (2) 過去に書面で在留届を提出された方は、下記の手順にて[オンライン在留届（ORRネット）](#)への切替え手続きを行ってください。

- ① オンライン在留届（ORR ネット）から在留届を新規に届出
- ② その旨を当館までメールで連絡
→ 当館にて登録受付日を書面で提出された在留届の登録受付日に変更いたします。

2. オンライン申請の方法

- (1) ORRネットにログイン後「旅券・証明のオンライン申請を行う」からオンライン申請が可能です。
- (2) オンライン申請の手続方法は以下の操作マニュアル及び解説動画をご確認ください。
→ [操作マニュアル](#)
→ [解説動画](#)

3. オンライン申請が可能な証明

当館でオンライン申請の受付が可能な証明は以下のとおりです。

- ・身分事項に関する証明（出生証明、婚姻証明、戸籍記載事項証明等 ※婚姻具備証明を除く）
- ・自動車運転免許証抜粋証明
- ・在留証明
- ・署名（及び拇印）証明
- ・警察証明

<重要！：18歳未満のお子様の証明申請についての注意>

18歳未満のお子様の出生証明等を申請される場合は、代理申請となりますので、必ず [申請状況一覧](#) ページ内 [新規申請\(代理\)](#) からお申し込みください。



<その他の注意>

警察証明につきましては、当館で指紋を押捺いただくために、別途ご来館が必要となります（要予約）。オンライン申請受付後、当館から来館予約の手続き案内等のメールをお送りいたします。この他にも、署名証明などオンライン申請後に領事の面前での署名、押捺等の追加の手続きが必要となる証明もございます。

4. 必要書類

(1) オンライン申請に際して、システム上に疎明資料（パスポート、住所立証書類、戸籍謄本、運転免許証等）をアップロードしていただく必要があります。審査において、疎明資料の不足又は不備が判明した場合は、メール等にてご連絡させていただきます（システム上で再度アップロードをしていただくことがあります）。各種証明に必要な疎明書類は、[証明事務ページ案内表](#)よりご確認ください。また、表に掲載の無い証明の受付もっておりますので、ご不明な点につきましてはメールまたはお電話にてお問い合わせください。証明は個々具体的な事情により、必要な書類や手続きが異なる場合がございますことをご了承下さい。個々の詳細などにつきましてはメールまたはお電話にてお問い合わせください。

(2) 「申請書」又は「証明願い」の内容につきましては、システム上で入力いただきますので、別途の提出（アップロード）は不要です。

5. 手数料の納付方法

(1) 証明をオンラインで申請された場合は、クレジットカードやデビットカードを利用した「オンライン決済」又は、当館窓口での「現金決済」のいずれかで手数料を納付することが可能です。オンライン決済の場合は日本円でのお支払い、現金決済の場合はカートルリアルでのお支払いとなります。

- ・利用可能なクレジットカード：VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESS、DINERS、JCB
- ・利用可能なデビットカード：VISA、MASTER がついているものに限られます。
- ・決済手数料：無料。但し、日本以外で発行されたカードの場合は別途手数料が発生する場合があります。

※ 使用可能なカードは、急遽変更となる場合がありますので決済サイトにて直接ご確認ください。

(2) オンライン決済方法の詳細につきましては、以下のリンクよりご確認ください。

- [外務省ホームページ](#)
- [解説動画](#)

(3) オンライン決済の場合は、当館への直接納付ではなく、指定代理業者を通じた本邦での納付となりますので、領収書等支払いを証明する書類を当館から発行することはできません。当館が領収書等を発行できるのは、現金にて手数料を納付された場合のみに限ります。

(4) オンライン決済の場合、申請者は当館での審査終了後、交付前にカードの有効性確認を受ける必要がありますが、この時点ではカードへの料金チャージはまだ行われていません。カードへの料金チャージが行われるのは証明の交付時となりますが、予期せぬ事情により交付当日に決済ができない場合もあり得ます。その場合は、窓口にて現金払いに変更することも可能です。

(5) 現金でのお支払いに際しましては、釣り銭のないようにご協力をお願いいたします。

6. 審査

(1) 審査において不備や書類等の不足が確認された場合や、必要書類の原本等が必要な申請の場合は、当館からメール等を送信いたします。ご対応をお願いします。

(2) オンライン申請において、一定期間やり取りがない場合（当館からの照会や追加書類の提出依頼への対応がないまま長期間が経過した場合等）、当館にて申請の取り下げを行う場合があります。**申請後から交付を受けるまでの間は、定期的なメールのご確認をお願いします。**また、当館での審査が2～3開館日経っても進展がない場合は、お手数ですが、迷惑メールフォルダ等に当館からのメールがないことを事前にご確認の上、お電話又はメールにてお問い合わせください。

(3) オンライン申請では、発給までの審査に時間を要しますので、余裕を持った日程での申請をお願いします。

7. 交付について（警察証明を除く）

(1) 証明書のオンライン申請における交付までの所要日数は、別途の指定がある場合を除き、原則として審査完了から3開館日以降です。申請受付完了日ではありませんのでご注意ください。当館での審査が終了し、審査完了のメールが送付されるまで交付日は確定しません。（警察証明は、交付までに2～3カ月を要します。）

(2) 審査が終わりましたら、当館から審査完了メールを送信します。審査完了メールの受領後、証明書の交付が可能となりますので、オンライン申請時にアップロードいただいた疎明資料（戸籍謄本、運転免許証、住所立証書類等）の原本をご持参の上、当館までお越しくください。**交付時に、疎明資料の原本の提出又は提示ができない場合は、証明書の交付ができませんのでご注意ください。**

(3) 証明のオンライン申請後、270日（約9ヶ月）経過しても、証明書の引き取りがない場合は申請が自動的に取り消されますので、審査完了のメールが届きましたらお早めに引き取りをお願いいたします。

8. お問い合わせ先

・ E-mail でのお問い合わせ：ejqatar@dh.mofa.go.jp

・ 電話でのお問い合わせ：4440-9000

※各オンライン申請に必要な疎明書類は、必ずシステム上でアップロードしてください。疎明資料を、上記 E-mail アドレスへ送付いただいてもお受けできませんので、ご了承ください。

※E-mail での回答が難しい照会内容の場合等、Email での問い合わせをいただきましてもお電話で回答することもございます。E-mail にはお名前と電話番号を必ずご記載ください。